

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

令和8年3月1日策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また残業の削減や年休取得の促進などを推進することで、働きがいのある職場環境が整備されることにより、職員各々がより能力を発揮できるようにするため、この行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間
2. 内 容

目 標 1

育児休業・介護休業を取得しやすく、また職場復帰しやすい環境を整備する。本会においては、計画期間内における男性の平均育児休業取得率を30%以上となるよう促進を図る。

【対策案】 わかりやすい書面により職員への周知を図っていく。

【対策】

令和8年4月～ 書面による職員への周知の実施

目 標 2

職員の年間所定外労働時間の合計を5%削減する。

【対策案】 衛生委員会において削減策(ノー残業デイなど)を検討、実施し推進を図る。

【対策】

令和8年4月～ 衛生委員会や管理職を通じて所定外労働の削減の呼びかけや啓発を行う。